

人権教育の実践的展開と今後の課題

秋池宏美

目次

- 一 課題と方法
 - 1 人権教育とジェンダー
 - 2 方法としての教育実践の記録
- 二 授業実践〈障害補償給付支給処分取消請求事件を考える〉
 - 1 ジェンダーと法Ⅰ・Ⅱの教育目標
 - 2 授業の概要
- 三 学生の「授業批評」から考える
 - 1 学生の「授業批評」
 - 2 若干の考察
- 四 今後の課題

一 課題と方法

1 人権教育とジェンダー

人権教育は、「人権及び基本的自由の尊重の強化」(世界人権宣言二六条二項)を目的とする活動であり、現在、国連を中心に世界計画として進められているところである。⁽¹⁾

簡単に振り返れば、ウイーン世界人権会議で採択された「宣言及び行動計画」を踏まえて、国連総会は、「人権教育のための国連十年」(一九九五～二〇〇四年)を決議し、人権教育に関する取組を開始した。二〇〇五年七月に国連総会で採択された「人権教育のための世界計画」(第一フェーズ(二〇〇五～二〇〇七年)行動計画)は、初等中等教育における人権教育の推進を重点課題とし、ジェンダー平等(gender equality)の達成を人権教育の目標の一つとして位置づけた。また、同計画では、学校の中に存在するジェンダー・バイアス(gender biases)やジェンダーに無神経なカリキュラム(gender-insensitive curricula)が、子供の教育への権利の実現を阻むものであるとの認識が示されていた。⁽²⁾

この間、我が国でも一九九七年に「人権教育のための国連十年」のための国内行動計画が取りまとめられた。国内行動計画は、人権教育を推進するための「重要課題」として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の人権問題を取り上げ、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点とそれぞれの「重要課題」に固有な視点とから人権教育を進めるとした。

また、二〇〇〇年十二月には、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が成立し、「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人

権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする」(一条)と定め、人権教育については、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」(二条)と定義している。

更に、同法七条に基づいて策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」(二〇〇二年三月閣議決定)では、「大学等における人権教育については、法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある」と記され、「人権教育・啓発の推進方策」(第四章)において「高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるように促していく」とされている。⁽³⁾

さて、現在、国連では、「人権教育のための世界計画」(第2フェーズ(二〇一〇～二〇一四年)行動計画)の実施に取り組んでいる。この計画は、高等教育における人権教育及び公務員、法施行者、軍隊への人権研修を重点課題としており、当然のことながら、「人権教育活動の理念」の一つとして、性別(sex)や性的指向(sexual orientation)に基づき差別を克服するための教育活動も取り上げられている。⁽⁴⁾

このように、高等教育においても人権教育の推進が求められているところであるが、ジェンダー法学や教育法学に関心を持って学生の教育に携わる者として、人権教育の実践をどのように展開し、その効果をどのように検証していくことが可能であろうか。この課題に応えていくために、大学における人権教育の研究的実践として、ひとまずは自らの教育実践を省みることも強ち無意味とは言えないであろう。

2 方法としての教育実践の記録

実践的研究と研究的実践の統一という視点は、戦前の思弁的教育学から経験科学としての教育科学への脱却を志向した戦後の教育学にとって重要な方法的意義を持っている。戦後初期の『山びこ学校』以降、多くの教育実践の記録が刊行されてきたが、これらの教育実践の記録は、広く教育に関心を持つ者に多くの感動と勇気を与えてきたばかりではなく、教育実践の「記録」が、教育理論と教育実践の対話の契機となつて、相互的な学び合いが新たな教育実践の展開を生み出してきた。そのような意味では、学校教師の教育実践の記録には遠く及ばないかもしれないが、大学教育においても教育実践を「記録」する方法を考えてもよいであろう。

一般的に言えば、授業とは、教師の活動と学生の活動との矛盾・対立と統一の全体であつて、教授＝学習過程が成立するかどうかは、教室の中で相互行為をいかに組織できるかどうかによって依存する。多くの大学教師も形成的評価を目的として学生の活動を位置づけていると思われるが、これまでの経験によれば、講義形式の大教室では、「授業批評」という方法が、教育と学習を結びつける方法として活用できるのではないかと思われる。「授業批評」は、学生が毎回の授業のテーマと授業内容に関して自由に記述するものであり、理論的には、二つの側面がある。第一の側面は、文字通り、授業に対する批評という側面（他者評価）であり、第二の側面は、自己に対する批評という側面（自己評価）である。

ジェンダーや性差別に関わる感覚や意識は、家庭、学校、地域社会の中での経験や文化接触を通して形成され、いわば人が呼吸するのと同じように、「自然」に、あるいは無意識的に「学習」してきている場合が多いため、一人ひとりの人格の奥深くに根を張っている。まして大学生ともなれば、ジェンダー意識はすでに「確立」されていると言ってもよいであろう。ジェンダー意識の代表的なものは、社会や制度の中に存在する男女の「区別」は、男

女の生物学的性質の「差異」に依りて編み出された社会的・制度的な配慮であつて、このような性(sex)に基づく区別は男女平等と矛盾するものではないという意識である。そのため、授業でジェンダー平等に関する「知識」を学んでも、人格とは無関係な「知識」として記憶されるか、聞き流される場合も多い。それ故、人権教育として女性と男性の關係について授業を構成する場合には、学生自身が自分の中のジェンダーと向き合う機会を意識的につくる必要がある。その意味で、「授業批評」には、方法的価値がある。

授業に対する批評という側面に着目すれば、「授業批評」には、授業改善のための資料としての意味がある。履修学生が一〇〇名を超える授業では、「文章」を書き慣れていない学生も大変かもしれないが、教師の方も毎回の「授業批評」を読むだけでも相当の時間を要する作業となる。しかし、「授業批評」には、授業アンケートだけでは分かり得ない学生の息づかいが書き留められる場合もあつて、そのような意味での学生の批評を授業の中で活かしていくことには捨てがたい魅力がある。

他方、「授業批評」と向き合うことによつて自己に対する批評が成立すれば、知識を身につけるだけではなく、自分自身の感覚、意識、態度などの統合的な変化としての人格の発達を促す契機となり得ると思われる。ただし、「授業批評」が自己に対する批評として機能するかどうかは、「授業批評」と向き合う学生の心積もりによつて規定されるため、一つの可能性に留まる場合も多い。実際、このことは、経験法則である。受講生の中には、自律的な学びを実践している学生もいるが、学校的ハビトウスとしての依存的な学習に留まっている学生も多い。しかし、その場合でも、人権教育をめぐる問題状況と課題が見えてくるという意味では、実践する価値があると言えるだろう。

さて、本稿では、人権教育の実践として、ジェンダーと法Ⅱという科目の授業において提出された「授業批評」

を取り上げたい。まずは、授業の概要を提示した上で、学生の「授業批評」を検討する。なお、教育実践の記録の方法については、更に検討すべき問題もあるので、今回は一つの「試論」としておきたい。

(六)

二 授業実践と障害補償給付支給処分取消請求事件を考える

1 ジェンダーと法Ⅰ・Ⅱの教育目標

ジェンダーと法Ⅰ・Ⅱは、人権教育の「重要課題」として位置づけられている女性と男性の社会的・法的関係について考える科目である。ジェンダー法学は、ジェンダー平等の視点から社会諸領域における性差別の実態分析や現行法の解釈論としての判例・学説を再検討する新しい学問分野である。私見によれば、ジェンダー法研究は、憲法・民法・刑法のように、実定法に則して学問体系が確立しているわけではなく、狭義には、ジェンダー平等の視点から実定法を横断的に研究することによって実定法上の不備を正し、男女平等法体系を確立することをめざす実践的研究であるが、その学問的射程ははるかに広い。たとえば、岡野八代は次のように述べている。⁽⁵⁾

フェミニズム理論における法を巡る議論は、実定法に限定されるわけではない。たとえば、バトラーは「セックスとジェンダーと、性的実践および性的欲望のあいだに、首尾一貫した連続した関係を設定」している法に議論の焦点を当てる〔Butler 1990: 17/46〕。コーネルであれば、ジェンダーの再生産システムという視点から、ラカンにおける象徴界、つまりわたしたちの経験上の「現実 reality/be」を構築している言語システムや表象システムを、法システムとパラレルに論じている〔ex. Cornell 1991, 1992〕。つまり、フェミニズム理論において法

が問題とされるときには、社会的慣習を含んだ広い意味での法、言い換えれば文化の法・規範にまで、その議論の射程は拡がらざるをえない。

岡野の言葉をかりれば、ジェンダーと法Ⅰでは、ジェンダー概念の説明をかねて社会の文法としての「文化の法・規範」に関わる問題を中心に検討し、ジェンダーと法Ⅱでは、国連の動向や国際法との関連で、我が国における男女共同参画行政の動向や法令の中に存在しているジェンダー・バイアスの問題を検討している。ジェンダーと法Ⅰ・Ⅱを履修する学生が、社会生活を営む中で出会うジェンダー・バイアスを敏感に感じ取って法的な知識を活用することができるという意味での法的教養の形成に配慮して授業内容を編成している。

2 授業の概要(二〇一一年十二月二〇日実施)

「顔は女の命か、では男の命は?」法令の中のジェンダー・バイアス」と題した授業では、教材として障害補償給付支給処分取消請求事件を取り上げ、労働者災害補償保険法施行規則(厚生労働省令)の規定を検討した。

昨年度、京都地裁により厚生労働省令について違憲判決が出された。その後、厚生労働省の省令改正の動きに注目していたところ、本年二月、同省令が改正されたので、法令の中のジェンダー・バイアスについて考えるための教材になると思い、本年度、授業で取り上げた次第である。

前回の授業(二〇一一年十二月十三日実施)において、採用、給与、昇進、雇止め、妊娠を理由とする退職勧告、セクシュアル・ハラスメントなどの性差別相談事案や労働判例の事例をまとめた資料を配布した上で、「板書」と題したレジュメに基づいて、「片面性」の克服という視点から男女雇用機会均等法の改正過程をたどりながら、現

行法の概要を講義した。その際、もっぱら女性差別事案を取り上げたため、今回は、男性差別事案として男性労働者の人権侵害事案を取り上げることにした。

(一) 障害補償給付支給処分取消請求事件(平成二〇年(行ウ)第三九号)

【事案の概要】

障害補償給付支給処分取消請求事件は、業務上の災害によって火傷を負った原告が、労働基準法七七条により後遺障害について支給を請求したところ、労働基準監督署長により障害等級表第十一級に該当するとの認定を受けたが、これを不服として労働者災害保険審査官に対して行った審査請求が棄却され、更に労働保険審査会会長に対して行った再審査請求も棄却されたため、労働基準監督署長の認定処分を不服として同処分の取消を求めた事案である。

労働者災害補償保険法十五条及び労働者災害補償保険法施行規則別表一に定める障害等級表によれば、女性が「外貌に著しい醜状を残す」障害(障害等級第七級)を負った場合は「障害補償年金」が給付され、男性が「外貌に著しい醜状を残す」障害(障害等級第十二級)を負った場合は「障害補償一時金」が給付されることと定められており、この男女別の取扱いが憲法十四条一項に反するのではないかとして争われた事案である。

争点は、(一) 障害等級表の合憲性、(二) 障害等級表が憲法十四条一項に違反する場合、男性の著しい外貌の醜状障害に適用されるのは、第十二級か否か、(三) 障害等級表が合憲である場合、本件障害に障害等級表第七級の十二を準用すべきか否か、である。

【判決の概要】

京都地裁は、平成二二年五月二七日に判決を言い渡している。⁽⁶⁾

争点(一) 障害等級表の合憲性

〈憲法判断の対象〉

労働省労働基準局長通達(昭和五〇年九月三〇日付け基発第五六五号)である障害等級認定基準により「男性のほとんど顔面全域にわたる癍痕で人に嫌悪の感を抱かせる程度のものについては、第七級の十二を準用する」とされているので、男女の差はなく、本件では、「厚生労働大臣が、障害等級表において、ほとんど顔面全域にわたる癍痕で人に嫌悪の感を抱かせる程度に達しない外ぼうの醜状障害について、男女に差を設け、差別的取扱いをしている」(以下、本件差別的取扱い)ことが、憲法判断の対象となる。

〈合憲性の判断基準〉

労働者災害補償保険法十五条一項により、厚生労働大臣には障害等級表の策定について裁量権が与えられているが、憲法十四条一項は、法の下での平等を定めたものであり、「事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものがない限り、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解される」として、最高裁昭和三九年五月二七日大法廷判決及び最高裁昭和四八年四月四日大法廷判決をその根拠として示し、「当該差別的取扱いに合理的根拠が認められなかったり、合理的な程度を超えた差別的取扱いがなされているなど、当該差別的取扱いが裁量権の限界を超えている場合には、合理的理由のない差別」として憲法十四条一項に違反する。

〈憲法十四条一項違反〉

判決書によれば、行政処分の取消訴訟においては、「処分の適法性を立証する責任」は処分行政庁の側にあるが、本件処分が差別的取扱いを内容とする障害等級表の定めに基づいているため、「本件処分の適法性の前提として、本件差別的取扱いが憲法に反しないこと」が必要であり、被告側が「本件差別的取扱いの合憲性について立証しな

ければならない」とした上で、被告側が立証資料として提出した労働力調査、国勢調査、精神的苦痛自体の差異、交通事故に関する裁判例⁽⁷⁾について検討し、いずれも厚生労働大臣の裁量権行使の合理性を立証するものではないとの判断を示し、障害等級表の本件差別的取扱いを定める部分は、「合理的理由なく性別による差別的取扱いをするもの」として、憲法十四条一項に違反すると判示した。

争点(二) 障害等級表が憲法十四条一項に違反する場合、男性の著しい外貌の醜状障害に適用されるのは、第十二級か否か

障害等級表が憲法十四条一項に反するとしても、そこから論理的に導き出せるのは、男女の取扱いを同一にしなければならぬということであり、「女性に対して手厚くされていた補償は、女性の社会進出等によって、もはや合理性を失っているのであるから、男性と同等とすべき(引き下げるべき)である」ので、原告に適用される障害等級が違法とは言えないとの原告側の主張に対して、本件証拠から直ちに判断することはできないとし、「違憲である障害等級表に基づいて原告に適用された障害等級(第十二級)は、違法である」と判示した。

争点(三) 障害等級表が合憲である場合、本件障害に障害等級表第七級の十二を準用すべきか否か

(一)(二)のとおりであるから、争点(三)は判断する必要がない。

以上が京都地裁判決の概要である。この判決は労災の障害等級の男女差を違憲とした初の司法判断となる。朝日新聞(二〇一〇年五月二八日付け記事)は、「重い外見の障害等級の男女差は、一九三六年改正の工場法で定めら

れて以降、見直されていない。同省労災補償部は『関係省庁と協議し、対応を決める』とされている」と厚生労働省のコメントを報じた。

京都地裁判決は、「合理性」の基準説に立つ二つの最高裁判例を引用しているように、基本的には、「合理性」の基準説に立ってやや厳格な審査を行ったと言えよう。今回の事案では、行政処分⁸の取消請求であるため、処分の適法性の立証責任を有する処分行政庁側が、目的・手段の合理性の審査基準からみて、障害等級表が男女間に五等級の差を設けていることの合理性を立証できなかったため、違憲と判断されたのであって、判決が、争点(二)に関わって、「本件差別的取扱いは憲法十四条一項に違反しているとしても、男女に差が設けられていること自体が直ちに違憲であるともいえない」と指摘しているように、障害等級表における男女別取扱い自体が違憲と判断されたわけではない。

しかし、判決は、続けて「男女を同一の等級とするにせよ、異なった等級とするにせよ、外ぼうの醜状という障害の性質上、現在の障害等級表で定められている他の障害との比較から、第七級と第十二級のいずれかが基準となる⁹とも、その中間に基準を設定すべきであるとも、本件の証拠から直ちに判断することは困難である」と指摘し、男女別取扱いを合理的に説明できる「証拠」を用意することが困難であることを示すことによって、厚生労働省の裁量権の行使に大きく枠をはめたとも言えよう。

(2) 厚生労働省令の改正

京都地裁判決の後、六月一〇日、判決が確定したため、厚生労働省は障害等級表の見直し作業に着手した。厚生労働省令の改正までの手続は、通常通り、三段階の手順で行われている¹⁰。

第一段階は、専門検討会を設置し報告書(提言)を作成する手続である。すなわち、労働基準局労災補償部に庶

務を置いて「外ぼう障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会」（以下、専門検討会）が立ち上げられた。第一回専門検討会は二〇一〇年八月五日に開催され、その後、第二回専門検討会が十月十日に開催され、事務局が用意した「論点整理（案）」にそって質疑が交わされた。十一月十九日開催の第三回専門検討会において専門検討会報告書（案）が検討され、「外ぼう障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会報告書」（以下、報告書）は、十二月一日付けて公表された。

報告書では、京都地裁判決が合理性のある男女別取扱いを否定しているわけではないことから、「男女差を残すべきやむを得ない事情の存否」について検討し、男女共同参画社会基本法及び男女雇用機会均等法が男女双方の差別の禁止を規定しているため、また、男女の就労環境も変化しているため、現時点では、「男女差を残すべきやむを得ない特別な事情は認められないことから、男女別に障害等級表を定めている現行障害等級表を改め、性別に関わりなく障害等級表を規定する方向で改正を行うことが適当である」としている。

その上で、「男女差を解消する方向での障害等級設定の在り方」について検討している。すなわち、「外ぼう障害の評価について、稼得能力（労働能力）の喪失の程度に応じて障害等級の評価を行う必要がある、外ぼう障害による精神的苦痛の大小により障害等級の評価を行うことは妥当ではない」として、男女間の精神的苦痛の差異を障害等級表の合法性を立証するための論拠の一つとしたことの誤りを指摘し、更に「外ぼう障害に係る不利益は、男性の場合も女性と同様に生じること、また、外ぼう障害が影響する職種は男女を問わず多方面におよぶことを踏まえると、現行の女性の障害等級を基本」とするのが妥当であるとして、障害等級表の改正案を示すとともに、「醜状の程度に応じた障害等級認定基準の改正を行うことが適当である」と結論づけている。

第二段階は、報告書に基づいて立案された省令案要綱をオーソライズする手続である。専門検討会の報告書を受

けて、厚生労働大臣が、同年十二月六日、「労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」（以下、省令案要綱）について労働政策審議会に諮問した。

省令案要綱は、以下の通りである。

第一 障害補償並びに障害補償給付及び障害給付に係る身体障害の障害等級の見直し

労働基準法(昭和二十二年法律第四九号)に基づく障害補償並びに労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五〇号)に基づく障害補償給付及び障害給付を行うべき外貌障害に係る等級について、男女差の解消及び等級の新設を行うものとする事。

第二 施行期日等

一 この省令は、平成二十三年二月一日から施行するものとする事。

二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする事。

省令案要綱は、同年十二月六日と翌年一月十七日の両

新旧対照表 労働者災害補償保険法施行規則 別表第一 障害等級表(抜粋)

		厚生労働省令第四二号 (最終改正：平成22年3月31日)	厚生労働省令第四八号 (最終改正：平成23年4月1日)
障害等級	給付の内容	身体障害	身体障害
第七級	131日分	12 女性の <u>外貌</u> に著しい醜状を残すもの 13 両側の <u>こう丸</u> を失つたもの	12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の <u>こう丸</u> を失つたもの
第九級	391日分	12 生殖器に著しい障害を残すもの	11の2 <u>外貌</u> に相当程度の醜状を残すもの 12 生殖器に著しい障害を残すもの
第十二級	156日分	13 男性の <u>外貌</u> に著しい醜状を残すもの 14 女性の <u>外貌</u> に醜状を残すもの	13 削除 14 外貌に醜状を残すもの
第十四級	56日分	10 男性の <u>外貌</u> に醜状を残すもの	10 削除

注1) 新旧障害等級表ともに、第一級から第七級までは、障害等級に応じて「当該障害の存する期間一年につき給付基礎日額」の補償であり、第八級から第十四級までは、障害等級に応じて「給付基礎日額」の補償である。

日、労働条件分科会・労災保険部会において審議され、了承された。その後、労働政策審議会が厚生労働大臣に対して省令案要綱を「妥当」と答申した。

第三段階は、省令改正等について実務担当に周知徹底する手続である。この手続は、同年二月一日付けの二つの通知によって行われた。すなわち、「外貌の醜状障害に関する障害等級認定基準について」(労働基準局長通知)及び「外貌の醜状障害に関する障害等級認定基準の施行に当たつての留意すべき事項について」(労働基準局・労災補償部補償課長通知)を都道府県労働局の関係部署に発し、障害等級認定基準の改正及び改正に伴う経過措置等について周知した。

三 学生の「授業批評」から考える

1 学生の「授業批評」

授業では、労働者災害補償保険法施行規則別表第一が定める障害等級表の新旧対照表(抜粋)を教材として作成し、外貌に関する男女別取扱いの規定がどのように変更されたかを確認した上で、学生の判断を求めた。当日の「授業批評」は九〇件あった。以下では、その内の何件かを紹介する。¹⁰⁾比較的長い批評については、一部抜粋という形にしてある。

【授業批評A】

今までの講義の中では、女性差別が多く取扱われてきたが、今日のような男性差別の事例は珍しい。厚生労働

省令第四二号では、「女性の外貌に著しい醜状を残すもの」は第七級に区分されているが、「男性の外貌に著しい醜状を残すもの」は第十二級とされている。これは、女は顔が命であるという、偏った考え方のせいであった。女性の方が男性よりも接客業に多いことは間違いないと思うが、その傷による不利益や精神的苦痛の大きさの性別による差というのは、判断しにくい。手や足、視力、聴力などの障害に男女差がないのに、外貌の障害だけに男女差をもうけるのは、明らかに性差別であると考えられる。(法学部二年)

【授業批評B】

今回、労働者災害補償保険法施行規則における男女差別について学んだが、一九三六年改正の工場法で定められ、訴訟が起きるまで改正されなかったことに驚いた。日本は、明治憲法から日本国憲法に大改正した際に、このような法令も見直すべきだったと思う。憲法という大本が変わったのだから、見直すのは当然のことであつただろう。国民が「この法は違憲ではないか」と疑問に思い、訴訟を起こしてからそれで改正されるのではなく、司法関係者自身に疑問に感じてもらいたい。最高裁の判例にとらわれるのではなく、考え方を変えてみて欲しい。(法学部二年)

【授業批評C】

「外見の障害は女性の方が重大である」や「接客業は女性」というような考えが一般的な常識であるとされているが、それは、固定化された性別役割であり、「男(女)はこうでなければならぬ」という考えが強く出ている。そうになると、平成二三年に改正された厚生労働省令においても外貌の醜状の程度について判断する際に、男女平等という考えが浸透していない社会では、男女によって判断に差が生じてしまうのではないだろうか。

訴えがなければ法の中に存在する男女差について問題視されないのか、またその裁判の中に裁判官の主観が含

まれてしまえば、訴えは届かないのか、というような問題が、多く残されている。労働法だけではなく、他の法律の中にも存在するジェンダー・バイアスについて気付かなければ、法は改正されることなく、そのまま受け継がれていってしまうだろう。それによって不利益を受けるのは自分たち自身であることに気付くことが求められるのではないかと思う。(法学部二年生)

【授業批評D】

「両側のこう丸を失ったもの」という規定と「女性の外貌に著しい醜状を残すもの」という規定が、同じ等級に位置づけられているのもおかしいと感じた。女性性は男性を魅力するような美しい外見が、そして男性は子孫を残すための生殖器が、それぞれ傷ついた場合に重大な損害だとして補償される。個々がそれぞれ補償されるのは、とても良い事だと思うが、それが同じ第七級として保護される対象だというのに違和感を覚えた。(法学部二年生)

【授業批評E】

今回の講義を聞いて、やはり男女の平等は達成されていないという印象を受けた。私は、男女の差別、不平等は労働の問題において多く見られると考えていたが、労働するにあたって生じた障害の補償がここまで違いが見られるとは思っていなかったため、本日以前の講義では女性の差別問題に対して社会が軽視しているように感じ、とても不快だった。しかし、補償の内容を見るに今度は男性の差別が多く見られたため、「男性の」、「女性の」という規定を設けること自体、そもそも憲法が保障する「平等」の規定に反するのではないかと考える。(法学部二年)

【授業批評F】

障害補償給付支給処分取消請求事件の判例から、これは、男性に対する差別だと考えた。男性は女性より大事ではないというのは、性に関する差別で、こう丸のように男性特有なものではなく、顔は男女関係なく大事なものであるから、障害等級が違うというのは、ジェンダー・バイアスに基づく差別だと考えた。また障害等級表が平成二三年に改正され、「男性の」や「女性の」という言葉がなくなったことよって、ジェンダーによる差別がこの法律ではなくなってきたのではないかと考えた。この男性が法律を知らずに、そのままの障害補償で納得していたら、この法律は改正されなかったと考えると、他にもまだ性差別が法律の中にたくさん残っているのではないかと思った。(法学部二年)

【授業批評G】

女性にしる、男性にしる、顔にひどいケガを負ってしまったら、かなり精神的苦痛は大きいと思う。だから、最初は、女性だけ等級が上で、補償内容も上だったのに驚いた。今まで、女性差別について学んできたけれども、今回はその逆で男性が差別されている。男なんて顔にケガをしても問題ないといったように思えた。確かに女性の方が容姿に気をつけているけれど、今は男性も容姿に気を使っているし、人前に入る仕事も多くなっている。外見を重要視する仕事は女性だけでなく男性もあるのである。だから最初に障害等級表を見て驚き、そして平等で、それこそ違憲ではないのかと思ったのである。

またこの問題について裁判で違憲判決がでて良かったと思う。もし仮に違憲判決が出なければ、男女不平等な補償のままだったかもしれないからである。今回の件も今までに学んできた事でもそうだが、なかなか憲法の規定通りの平等にはならないのだなと思った。また、他にも不平等な規定等があるのなら、それも改正していったらいいとも思った。(法学部二年)

人権教育を通して育てたい資質・能力を「知的側面」、「価値的・態度的側面」、「技術的側面」から捉える考え方が⁽¹⁾ある。「知識的側面」が「人権に関する知的理解」の育成に関わり、「価値的・態度的側面」と「技術的側面」が「人権感覚」の育成に関わるものとされ、この三つの側面の相互作用を促し、全体的に育むことによって、「自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度」を育成し、実践的に行動できる人格を形成することが、人権教育の課題であるされる。

学生の「授業批評」を読むと、「驚いた」、「おかしい」、「不快」、「違和感」などの感覚的・直感的な言葉が記述されているが、上記の人権教育の考え方に立てば、こうした感覚や直感は、人権教育にとって重要な発達の契機として認識されなければならない。たとえば、語群A（家事、育児、学校、仕事）と語群B（男、女、TG、GID）を常套的な形式で結び付ける言説や切り離す言説に直面した際に生ずる不調和な感覚は、社会的な差別を認識するための知識と結合できれば、人権感覚や人権意識が育つ主体的な「土壌」となるからに他ならない。

しかし、大半の学生は、すでに固定的な男性像・女性像を身につけ、性別役割分担が当然だと思っっているため、身に付いた性別的な社会的文法に反する状況に遭遇しない限り、違和感や疑問を抱くことはない。内面化した性別的な常識（common sense）を自分の力で碎いて、人権感覚や人権意識の土台としての共通感覚（common sense）をいかにして育てていけるか。支援的な活動としての教育には、学生の自律的な発達を促すための工夫が求められるところである。

さて、以下では、「授業批評」の中から三点を取り上げ、若干の考察を行いたい。

2 若干の考察

(1) 区別と差別

「授業批評」においてもジェンダー・バイアスという言葉が使われているが、この言葉が社会関係分析の方法概念としての意義を持つためには、「性差別」概念について理解を深める必要がある。男女の社会的な在り方に関する「偏見」といっても、「差別」をどのように理解するかによって「偏見」の理解も異なってくる。京都地裁判決のように、男女を「区別」し男女間に「差」を設けること自体が直ちに憲法十四条違反にはならないという解釈もあれば、男女を「区別」すること自体が憲法十四条が禁止する「差別」に当たるといふ解釈もあり得る。

「授業批評」に書かれた「差別」と「区別」をめぐる理解の仕方を例示すると、「男と女を区別するのは差別ではない」とか、「男と女が異なる役割を担うのは差別ではない」とか、「女性専用車両は男性差別である」などという紋切り型の意見が多い。したがって、ジェンダーに敏感な視点を身に付け、自分自身のジェンダー意識を見直す機会が必要とされるところである。

「差別」と「区別」との関係については、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、女性差別撤廃条約）で定められている。すなわち、女性差別撤廃条約一条（女性差別の定義）は、女性に対する差別（discrimination）とは、「性（sex）に基づく区別（distinction）、排除（exclusion）又は制限（restriction）であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女性（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識（recognition）し、享有（enjoyment）し又は行使（exercise）することを害し又は無効にする目的又は効果を有するもの」と定義している。

この定義によれば、性差別には、性に基づく区別、排除、制限という様式があり、性差別の態様としては、「直

「接差別」と「間接差別」がある。「直接差別」とは、人権及び基本的自由を認識、享有、行使することを害し無効にする目的を持つものであり、「間接差別」とは、差別する意図がなくとも結果的に差別の効果を持つものである。男女共同参画行政の展開過程との関係で女性差別撤廃条約を検討した授業（二〇一一年十月二十五日実施）では、同条の文章構造を解説した上で、この一般的な定義を具体的な女性差別事案を取り上げながら説明し、更に同条約四条（差別とならない暫定的特別措置）に移って、積極的措置（positive action）について言及した。

当日の「授業批評」を読むと、多くの学生は、「排除」や「制限」が差別に該当する場面があることは認めるが、「区別」が「差別」を生むという点については理解しにくいと感じていたようである。たとえば、男女別名簿を例示しても、それは差別ではないとの意見が多い。男女別名簿における「男が先、女が後」という順序の固定化が、学校の隠れたカリキュラム（hidden curriculum）として、性差別的な社会秩序の維持に関わる効果を持つ間接差別であるとは考えずに、単なる「区別」であると感じているのである。そこで、条約の抽象的な用語と具体的な事例との間で理解に苦しんでいる学生もいたので、適当な機会に「区別」が「差別」になる具体的事例として男性差別事案を取り上げてみてはどうかと考え、また、女性差別撤廃条約の立法意志を軽視する意図は全くないが、女性差別撤廃条約が定める「性差別」についての一般的定義は、女性差別だけではなく、男性差別にも妥当することを示唆する意図もあって、障害補償給付支給処分取消請求事件を教材にして「区別」と「差別」の関係を考える授業を計画した次第である。

人権教育の視点から言えば、歴史的にも実態的にも女性差別を克服してジェンダー平等を達成することが課題である。だが、女性差別の実態やその原因について語ることは、多くの場合、学生が内面化している性別的な社会的文法を問う視点を提示することにならざるを得ない。女性差別事案を取り上げれば、現代青年の社会認識の射程が

通時的にも共時的にも狭くなっているという発達論的な問題も重なって、男性である「あなたが悪い」と言われているように聞こえるためか、「男性の方が差別されている」という意見が必ず返ってくる。しかも決して少なくない。代表的コミュニケーションとしては、「確かに男性差別も存在するが、ジェンダー平等な関係、すなわち女性も男性も自由に平等な関係の中で生活できるようにするためには、少なくとも、社会や制度の中のジェンダー・バイアスだけではなく、自分自身の中のジェンダー・バイアスにも気づく力量を身に付ける必要がある」と言えれば済むことでも、道具的コミュニケーションとしては、この言説を学生が受容できなければ、教育的には意味のない言説となる。

「男性の方が差別されている」と書かれた「授業批評」から学ぶべきことは、性差別を考える場合、歴史的視点だけではなく成育史的視点にも配慮して問題提示する必要がある、ということである。ジェンダー平等の視点は、男性と女性の近代的な関係性を問う視点であるから、この際、視点を逆転して、男性差別事案をテーマとした授業を計画し、授業の「ねらい」を、①男性差別も男女の「区別」を基準にして構築される場合があること、②それは女性差別を生む論法と同じであること、③「区別」によって生まれる男性差別と女性差別が異なるのは男女の「区別」の基準としての非対称な男性観・女性観に起因していること、④非対称な男性観・女性観が法制度の中に組み込まれていることを知ることにおいて、授業を実践した。

「授業批評」をみる限りでは、たとえ差別であっても女性が外貌に著しい障害を負った場合は、男性の場合よりも厚く補償すべきだとの意見が数件あったものの、女性の障害等級（第七級）と男性の障害等級（第十二級）と定める障害等級表の男女別取扱い規定自体が、単なる便宜的な「区別」であって、「差別」ではないという意見はなかった。その意味では、「区別」が「差別」になる場合もあるのであって、「男と女を区別するのは差別で

はない」と思っている学生の中にも、男女を「区別」することが「差別」に当たらないと判断するためには、それが合理性のある「区別」なのか、合理性のない「区別」なのか、もし「合理性」のある「区別」であると思うならば、その根拠を挙証しなければならぬことに気づいた学生もいたと思われる。上記で触れた男女別名簿で言えば、そもそも「男が先で女が後」という男女別名簿の在り方に合理性があると説明するのは、困難ではないだろうか。多くの教師が言うように、男女別名簿は学校慣習の一つだと言っても、何も語っていないに等しい。学校生活全体を通して人権教育を実践する責任のある教師が、学校慣習を見直す視点すら身に付けていないようでは、教師自身の人権感覚が問われなければならないと言わざるを得ない。

突き詰めていけば、男女の「区別」が認められるのは、男女の「生物学的差異」に直接関連する事柄以外では、男女の事実上の平等を実現するための「暫定的な特別措置」（女性差別撤廃条約四条）だけであろう。それ以外の社会的な在り方として男女を「区別」することは「差別」に当たると思われるが、この視点を人権教育の授業案として展開することは、今後の課題としておきたい。現時点では、学生自身が、「区別は差別ではない」というステレオタイプな言説を疑い、「差別」に当たらない合理的な「区別」があるのかどうかを考える習慣を身に付けることを期待したい。

ところで、「授業批評」全体のなかでは少数意見であったが、障害等級第七級の「女性の外貌に著しい醜状を残すもの」として補償を厚くするのは、女性に対する「差別」ではないか、という男子学生の意見があった。たとえば、「女にとって顔が傷付くのは精神的ショックが大きいなどという意見については、バックグラウンドからしてジェンダーを理解できていないからだ」という意見、あるいは「女性の顔の一部に著しい醜状を残すものに七級を認定しているのは完全に男の目線からの判断であり、とても不愉快に感じた。女性の顔は命であり、顔が醜くなっ

たら外に出るなどいつているような旧法だと思つた」という意見など。後者の意見には論理的な飛躍がないとは言えないが、被告側が、給付処分の正当性を主張するために、「精神的苦痛の差異」を強調して男女間の補償の違いを主張すればするほど、女性に対する「定型化された役割に基づく偏見」を擁護し固定化することになることを感じ取つたものと理解しておきたい。

この点で、授業では取り上げられなかったが、原告側が、障害等級表で差別的取扱いをしていることは女性差別撤廃条約一条が定める「差別」に該当するとの論点を提示していた点が注目される。

障害等級表で差別的取扱いをすることは、女性が就労の機会において男性に比べて制約されることを是認し、女性を外ほうで差別することを助長する結果をもたらすから、障害等級表は同条の差別に該当する。そして、同条約五条(a)は、締約国に男女の定型化された役割に基づく偏見の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すべきことを規定しているのに、被告はこのような修正のための措置をとる義務を果たしていない。このように、障害等級表は、同条約に違反している。(京都地裁判決書)

要するに、障害等級表の当該規定の合法性を主張するため、「外ほうの醜状による精神的苦痛の程度について、男女の間に明らかな差異があることは明らかで、そのような社会通念は現在においても存在する」(京都地裁判決書)として、男女間の精神的苦痛の差異を強調する被告側の論法は、男性差別だけでなく、女性差別をも固定化するものである。

京都地裁の判決書では、憲法解釈により障害等級表の当該規定が違憲であるとして、女性差別撤廃条約を検討し

てはいないが、原告側が提示した論点は重要な指摘であったと思われる。ちなみに、専門検討会の報告書でも、男女共同参画社会基本法と男女雇用機会均等法には言及しているが、女性差別撤廃条約には触れられていない。障害補償給付支給取消請求事件が男性差別事案であるためか、国内法で対応できる事案は国内法の解釈で十分と考えられているためか、司法や行政において女性差別撤廃条約が「軽視」されている状況は、大いに問題である。ジェンダーは男性と女性の関係性を問う視点であり、男性差別事案であれ、女性差別事案であれ、男女差別事案であるとの視座から、女性差別撤廃条約を男女差別撤廃の法理の構築に位置づけるべきである。

(2) 性の二重基準

【授業批評D】のように、労働者災害補償保険法施行規則表第一が定める障害等級表において「女性の外貌に著しい醜状を残すもの」と「両側のこう丸を失つたもの」が同じ等級に位置づけられているのは「おかしい」という意見も少なくない。

ジェンダー平等の視点で見れば、障害等級表は、女性と男性とを非対称な対関係において「同値」とすることを「自然」と考える思考方法、つまり非対称な性の二重基準 (double standard) に基づいて作成されていると言わざるを得ない。

このような分類・規定の仕方の意味は重い。なぜならば、「法令」という形の精密言語にも制限言語と類似の性差別的な文化コードが共存しているからである。つまり、性差別的な文化コードは、全ての社会階級・階層の社会文化に共通に存在しているのであって、互いに異なるのは、性差別的な文化コードの様式である。

マコンヴィルとシアローの性俗語研究によれば、「直喩、隠喩、婉曲、そして風刺からなるアンダーグラウンドな言葉」としてのスラングージ (slanguage) の言語世界では、男性の外性器が「人格化」され、女性の人格が「性

器化」される。いわば一人の男性は二つの「人格」を持ち、純愛と浮気を両立させる「方便」を獲得するが、他方、女性も、人格自体が否定され、消失し、性器的身体として立ち現れてくる。⁽¹²⁾人は、生まれ落ちた社会環境の中で他者との相互行為を通して、言葉を獲得するだけでなく、言葉の体系を成り立たせている文法を獲得しながら人格を形成することを思えば、性差別的な文法が、様々な女性差別を再生産する文化的な装置として機能していることを軽視することはできない。

また、多木浩二は、男女の性の様式は、「女性を能動的な立場から排除する十九世紀の産業社会の文化と言語の活動のなかで形成されてきた」、すなわち、「男性が、その政治的、経済的運営を握っている社会（男性社会）では、男性の欲望が構成され、それを充足する様式にそって、女性が存在させられるという関係―性の様式そのものがこの関係から生まれてきた」と指摘している。⁽¹³⁾

人間的欲望の制度化として権力・支配・所有を正当化する道具的理性と人間同士の「分かち合い」に基づく共同性の制度化として個人の尊厳や人間の本質的平等性を基礎づける共感的理性との対抗関係として近代理性を認識するならば、近代における道具的理性に基づいて、女性存在が、一方では、男性の性欲望の対象としての性器的身体（マグダラのマリア）へ、他方では、近代家族において夫に配慮し子供を慈しむ規範的身体（聖母マリア）へと分裂させられ、近代社会内部の対立的な階級的・階層的文化的構築と関連しつつ、二つの女性像の対立の構図が形成されてきたと言える。この女性存在に注がれる男性の二重の視線が、一九世紀西欧において、近代発生学の展開によって獲得されてきた「科学的真理」⁽¹⁴⁾と結び付けられて、男女の性役割（gender-role）は生物学的性差（sex）に基づいているというイデオロギーを形成したのであり、同時に、女性に対する男性の近代的な複合意識（complex）をも形成したのである。伝統的共同体が分解し近代国家と近代市民社会が成立する中で、新しい社会的・国家的必

要性に対応する形で編み出された近代的な男性像や女性像は、このような非対称な二重の視線に基づいて構築されたのである。

仮説的に言えば、十九世紀の生物学や医学によって基礎づけられた性役割イデオロギーは、明治初期の文明開化の時期に西欧生まれの性科学が「輸入」された際に一緒に「密輸」されたと考えられるが、この性役割イデオロギーは、一方では、ある種の仏教と結びついた伝統的な農村共同体の性規範と対立関係を築きながら、他方では、儒教や良妻賢母思想、女子教育論、家父長制などと絡み合いながら展開し、大正期に形成される新中間層を強力な担い手として日本の社会の中に受容され、広く定着してきたものと言えるであろう。ともあれ、性役割イデオロギーが「常識」となった戦後社会において、性差別事案においても性別的取扱いが「性差別」か「区別」かについて判断する際の「合理性」の基準の根拠として、たとえば「社会通念」や「公序良俗」(民法九〇条)が引き合いに出される場合には、たとえ「公序良俗」概念が法学という学問 (discipline) の世界でどのように理論化されていようとも、法解釈の中に社会的文化的な性差別規範が入り込む広範な余地があると言えよう。

このように考えれば、社会システムと法システムとの有機的な相互関係を自覚しつつ、第一に、民法や刑法のように、日本国憲法の制定以前から存在する法令の諸条項をジェンダー平等の視点から検討し直すこと、第二に、判例の中のジェンダー・バイアス(裁判官の性意識の歪み)を検討することは、人権教育論としても重要な課題であろう。

(3) ジェンダー・バイアスの克服

【授業批評F】が「性差別が法律の中にたくさん残っているのではないか」とその疑問を語り、【授業批評B・G】が、個人が性差別事案で訴訟して「運良く」勝訴してから法令を見直すのではなく、政府・議会・司法がそれぞれ

の責任において法令を見直すべきではないかと指摘している。更に、【授業批評C】が、厚生労働省令が改正されても、「男女平等」という考えが浸透していない社会では、「裁判官の主観」によつて性差別的な解釈が生まれるのではないかと危惧を語っているが、このような意見は懐疑的に過ぎるのであろうか。

そこで、上記の学生の指摘との関連で、女性差別撤廃委員会が日本政府に宛てた「最終見解」(二〇〇九年八月)を引用したい。

女性差別撤廃委員会は、女性差別撤廃条約一七条に基づいて設置された委員会である。日本政府は、父親が日本人である場合のみその子供が日本国籍を取得できるとする国籍法の規定の改正、学習指導要領の改訂による高校家庭科の男女共修の実現、男女雇用機会均等法の制定など国内法を整備した上で、女性差別撤廃条約を批准したのであるが、同条約には、国内の女性差別撤廃に向けた恒常的な取組を定期的な報告する締約国の義務(一八条)が定められている。日本国憲法九八条二項が日本政府は締結した条約を「誠実に遵守する」必要があると定め、更に女性差別撤廃条約が締約国に対して法的拘束力を有する強力な条約であるため、日本政府には、女性差別撤廃委員会の「最終見解」を実行に移す義務が発生すると解される。

さて、以下に引用する女性差別撤廃委員会の「最終見解」とは、日本政府が提出した第六回報告の審議の結果を踏まえて、日本政府に送付されたものである。⁽¹⁵⁾

前回の最終見解

十五 締約国の第四回・第五回定期報告の審議後に委員会が表明した関心事項や勧告の一部への取組が不十分で

あることは遺憾である。委員会は、とりわけ、本条約に沿った差別的定義の欠如、民法における差別的規定、

本条約の認知度、労働市場における女性の状況と女性が直面する賃金差別、及び選挙で選ばれるハイレベルの機関への女性の低調な参画への取組が行われていないことに留意する。

十六 委員会は、今回の最終見解における関心事項及び未だに実施されていない前回の勧告に全力で取り組むこと、並びに次回報告においてその実施状況を報告することを締約国に要請する。

差別的な法規定

十七 委員会は、前回の最終見解における勧告にもかかわらず、民法における結婚適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、及び夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定が撤廃されていないことについて懸念を有する。更に、委員会は、戸籍制度及び相続に関する規定によって嫡出でない子が依然として差別を受けていることについて懸念を有する。委員会は、差別的な法規定の撤廃が進んでいないことを説明するために世論調査を用いることに懸念をもって留意する。

十八 委員会は、男女共に婚姻適齢を十八歳に設定すること、女性のみ課せられている六カ月の再婚禁止期間を廃止すること、及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のための早急な対策を講じるよう締約国に要請する。委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであることを指摘する。

女性差別撤廃委員会の「最終見解」では、以下の二点が注目される。

第一は、委員会が、「差別的な法規定の撤廃が進んでいないことを説明するために世論調査を用いることに懸念を

もって留意する」とし、「本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきである」と指摘している点である。この点は、学生が「授業批評」において疑問視していた政府・議会・司法の責任という問題と関係する指摘である。特に問題なのは、政府が女性差別撤廃条約に基づく法整備が進まない原因を国民の意識状況に転嫁している点である。このような責任転嫁は批判されなければならないが、他方では、改めてジェンダー平等の視点からの人権教育の重要性も自覚せざるを得ない。

第二は、「婚姻・家族関係における差別的撤廃」を定めた条約一六条関係の取組として指摘された民法の性差別的規定の改正に関する勧告である。この勧告は、学生が「授業批評」の中で指摘していた法令の中のジェンダー・バイアスという問題に関するものである。

日本政府の第四回報告（一九九八年八月）は、条約一六条関係の男女平等に関する事項について、法制審議会総会決定である「民法の一部を改正する法律案要綱」（一九九六年二月二六日）に基づいて、①婚姻年齢を十八歳とする（民法七三一条改正）、②再婚禁止期間を二〇〇日とする（民法七三三条改正）、③選択的夫婦別氏制度を導入する（民法七五〇条改正）等について記載しているが、「家族法に関する世論調査」（一九九六年六月総理府調査）の結果を引き合いに出して、「民法の改正についてはいまだ大方の支持が得られたとは、言い難い状況」にあるが、「選択的夫婦別氏制度の導入を支持する意見が比較的若い世代を中心に増えているなどの特色もみられるところであるので、今後の世論の動向等も見据えつつ、政府において引き続き検討する」としている。⁽¹⁶⁾この記述は、第五回報告（二〇〇二年九月）⁽¹⁷⁾を経て、第六回報告（二〇〇八年四月）では、「世論調査等により国民意識の動向を把握しつつ、結婚に伴う氏の変更が職業生活にもたらしている支障を解消するという観点からも、婚姻最低年齢の男女

統一及び再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正の是非と併せ、選択的夫婦別氏制度について、国民の議論が深まるよう引き続き努めている」と一層簡略な記述に変わってきている。⁽¹⁸⁾日本政府は、国民の多数が望まないことは一切行わないとでも言うかのような書きっぷりである。女性差別撤廃委員会は、こうした日本政府の対応に対して「懸念」を表明し、男女の平等を実現していくための法整備を進めるよう勧告したのである。⁽¹⁹⁾

最後に、授業でもジェンダーの視点から民法七五〇条（夫婦の氏）の合憲性について検討しているので、その際の「授業批評」にも言及しておきたい。法令の中のジェンダー・バイアスという視点について理解を深めることを「ねらい」として、家族法をめぐる違憲訴訟を取り上げた授業（二〇一一年十一月二十九日実施）の導入部分で、教材を配布せずに、民法七三一条（婚姻適齢）、民法七三三条（再婚禁止期間）、民法七五〇条（夫婦の氏）、民法七二条二項（嫡出の推定）、民法九〇〇条四号（法定相続分）について各条項の合憲性について自由に思うところを記述するように求めたところ、「授業批評」では、たとえば、民法七五〇条の合憲性については、合憲が五八%（五二名）、違憲が三三%（三〇名）、その他が九%（八名）という結果であった。

また、各論として選択的夫婦別氏制を検討した授業（同年十二月六日実施）において、条約十八条に基づく日本政府の報告、女性差別撤廃委員会の「最終見解」、近代日本における夫婦同氏制度の歴史、法制審議会の「民法の一部を改正する法律案要綱」、諸政党による民法の一部を改正する法案の国会提出状況、男女共同参画基本計画（抜粋）、例外的夫婦別氏制度案（野田聖子案）、通称使用案（高市早苗案）、氏名権侵害妨害排除等請求事件（東京地裁平成五年十一月十九日判決）などの教材を配布した上で、改めて民法七五〇条の合憲性について自由に思うところを記述するように求めたところ、合憲が二八%（二四名）、違憲が三八%（三二名）、その他（保留を含む）が二九%（二五名）という結果だった。

氏の選択は、人格的自己決定（憲法十三条）の問題であるという人権感覚・意識から法律で姓を「統一」するのに対して「疑問」を抱いた学生は両日ともに「違憲」に与しその法論理を記述している。他方、十一月二九日の「授業批評」において「合憲」と書いた学生は、十二月六日の「授業批評」では「合憲」と「その他（保留を含む）」に分かれる結果となった。言い換えれば、これまでの育ちの中で人権感覚を身に付けてきた学生が、我が国にも明治期に夫婦別姓の時期があったことや法制審議会の選択的夫婦別氏制度案を知って、確信をもって民法七五〇条を「違憲」と判断したように思われる。

他方、授業を受けるまで夫婦が「同じ氏」を名乗るのは「当たり前」のことで疑問さえ感じなかったという学生や、愛し合って結婚するのだから相談して決めたいとの心情から「合憲」と判断した学生も少なくない。選択的夫婦別氏制度の下でも、愛のある相談の結果、同じ名字を名乗ることができるのだが、選択的夫婦別氏制度の説明がまだまだ伝わりきれていないのかと反省しなければならない。

しかし、十二月六日の「授業批評」の結果にみられるように、授業が、国際社会における性差別撤廃の動向と自分の平等感覚・意識との「乖離」を体験する機会となったことは、教育的には意味があったのではないかと思われる。その上で、「その他（保留を含む）」と回答した学生が、性にとらわれず、自他の人権を尊重する人格の形成を意欲するかどうかは、学生自身の今後の課題である。

四 今後の課題

第一に、教室で学生と向き合い、学生の「意見」を聞いてまず思うことは、人権教育の授業論としては、教材の

工夫、授業の構成、授業実践の方法について更なる検討を加えていく必要があるということである。特に教材については、具体的事例・事案の編成の仕方についても工夫が必要である。人権教育の指導方法等に関する調査委員会の「第三次とりまとめ」の「知識的側面」で挙げられている、法学上の基本概念、人権の歴史、人権侵害の現状、憲法十四条及び関連する国内法、世界人権宣言及びその他の人権に関する宣言や条約などに関する知識を取扱う場合も学生の生活体験と結びつけて具体的に展開する必要がある。

第二に、本論において指摘したように、法令や判例の中のジェンダー・バイアスを検討しつつ、更に学説の問い直しも行っていく必要がある。特に教育法研究では、ジェンダー問題への対応が遅れていると思われるので、喫緊の課題である。

最後に、授業を受けるまで、「男らしさ、女らしさ」という性別意識、性別役割分担など、男女の社会的な在り方についてまったく「疑問」を感じなかったという学生が多かったことを考えれば、初等中等教育段階での人権教育の在り方について検討する必要があるように思われる。なぜならば、国連総会において「人権教育のための世界計画」(第一フェーズ(二〇〇五～二〇〇七年)行動計画)が採択されたところ、すでに国会内でもジェンダー・フリー批判が展開され、更にその後、事実上のジェンダー平等の実現をめざす教育実践の拠り所の一つであった教育基本法も改正されるなど、いわゆる「逆コース」が権力的に進められていたからである。

女性差別撤廃委員会の「最終見解」では、「教育分野における女性の十分な権利の保障に関する、本条約に基づく締約国の義務が国内法に取り入れられるように、男女共同参画の推進を教育基本法に再度取り入れることを真剣に検討するよう締約国に勧告する」と指摘されている。⁽²⁰⁾ しかもこの勧告は、第六回政府報告ではなく、NGOのカウンセラー・レポートに基づいてなされたものである。⁽²¹⁾ また、子供の権利委員会の「最終見解」(二〇一〇年六月二

○日)でも、「男女共同参画の推進に言及した教育基本法五条の削除に関する女性差別撤廃委員会の懸念を改めて表明する」と指摘されている。⁽²²⁾

このような「教育とジェンダー」の政治化をめぐる状況の中で、初等中等教育段階においてジェンダー平等に関する人権教育が、国際条約や「世界計画」の趣旨に即して実践されているのかどうか、むしろ実際には、「男女の定型化された役割に基づく偏見」としての「社会的及び文化的な行動様式」を固定化する性別特性教育が今なお行われているのではないだろうか。⁽²³⁾ いずれにせよ、事実上のジェンダー平等の実現をめざす人権教育の理論的・実践的な展開は益々その重要性を増していると言わなければならない。

注

- (1) 人権教育の定義は、世界人権宣言二六条以外にも、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約一三条、子供の権利に関する条約二九条、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約一〇条、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約七条、ウィーン宣言及び行動計画（第一部第三三、三四段落、第二部第七八〇八に段落）などにおいて確認されている。
- (2) Revised draft plan of action for the first phase (2005-2007) of the World Programme for Human Right Education (A/59/525/Rev.1), p. 6 (13).
- (3) 「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成十四年三月十五日閣議決定(策定)、平成二十三年四月一日閣議決定(変更))、七頁、十四頁。
- (4) Draft plan of action for the second phase (2010-2014) of the World Programme for Human Right Education (A/HRC/15/28), p. 6 (9).

- (5) 岡野八代『法の政治学』青土社、二〇〇二年、十三頁。
- (6) 国・園部労基署長（障害等級男女差）事件、労働判例一〇一〇号（二〇一〇年十一月五日）所収。
- (7) 現行の自動車損害賠償補償法施行令では、性別の取扱いの違いはなくなっている。改正以前の自動車損害賠償補償法施行令については、第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部ジェンダー部会司法におけるジェンダー問題諮問会議編『司法におけるジェンダー・バイアス』（明石書房、二〇〇三年）参照。
- (8) 事実経過については、厚生労働省が情報公開している資料による。
- (9) 外ばう障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会「外ばう障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会報告書」（二〇一〇年十一月）、三四頁、七頁。障害等級表の改正は、専門検討会の報告書に基づいてなされたが、「両側のこう丸を失ったもの」（第七級）と「生殖器に著しい障害を残すもの」（第九級）がそのまま残されている点には疑義が残る。外貌障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会であるため、検討対象外だったのであるが、労災保険部会でも黒田委員から「男女の格差がいま存在するものがないかどうか、現在の実態に合っていないものがないか」という観点から、厚生労働省としても省庁全体でいま一度点検を行うべきである」と提言されているのであるから、この際、法令等における男女の取扱いの見直しに関する専門検討会を設置すべきではないだろうか。
- (10) 学生の「授業批評」については、限られた時間で書いているため、誤字・脱字も生まれる。そのため、引用に際しては、本人了解の下、最低限の訂正を行っている。
- (11) 人権教育の指導方法等に関する調査委員会（文部科学省）「人権教育の指導方法等の在り方について」〔第三次とりまとめ〕（二〇〇八年）参照。
- (12) B・マコンヴェイル／J・シアロー編著（水上峰雄監訳）『現代英米性俗語辞典』（河出書房新社、一九八九年）参照。
- (13) 多木浩二『ヌード写真』岩波書店、一九九二年、三七頁。
- (14) アンガス・マクラレン（荻野美穂訳）『性の儀礼―近世イギリスの産の風景』（人文書院、一九八九年）参照。「性器

的身体」及び「規範的身体」については、秋池宏美「女の平和と男の平和」『駿河台大学論叢』第一〇号（一九九五年）、一四九―一六六頁。

(15) CEDAW/C/JPN/CO/6, p. 3. なお、日本政府の「第六回報告」(CEDAW/C/JAP/6)、『女性差別撤廃委員会からの「質問事項」(CEDAW/C/JAP/Q/6)』、日本政府からの「回答」(CEDAW/C/JAP/Q/6/Add.1)、『女性差別撤廃委員会の「最終見解」(CEDAW/C/JAP/CO/6)』などは、女性差別撤廃委員会のホームページから閲覧できる。また、日本政府の第四回報告、第五回報告に関する資料（日本語・英語）は、男女共同参画局のホームページから閲覧できる。男女共同参画局のホームページには、女性差別撤廃委員会の「最終見解」に対する日本政府の「コメント」(二〇一一年八月)、同「コメント」に対する女性差別撤廃委員会の「見解」(二〇一一年十一月)が掲載されている。なお、引用に当たっては、男女共同参画局や外務省の「仮訳」がある場合には、これを尊重したが、一部変更している場合もある。

(16) CEDAW/C/JPN/4, p. 43.

(17) CEDAW/C/JPN/5, p. 85.

(18) CEDAW/C/JPN/6, p. 83. 「女子差別撤廃条約実施状況第六回報告（仮訳）」平成二〇年四月、五四頁。第六回報告の当該箇所の下敷きとなっているのが『男女共同参画基本計画』（平成十七年十二月）であり、この第二次男女共同参画基本計画も同様な記述となっている。十九頁参照。なお、『第三次男女共同参画基本計画』（平成二二年十二月十七日）では、「夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について、引き続き検討を進める。また、再婚の増加等に伴う家族の在り方の多様化、少子化など時代の変化等に応じ、家族制度の在り方等について広く課題の検討を行う。」と記述されている。十六頁参照。

(19) 二〇一一年八月の日本政府の「コメント」の審査後、女性差別撤廃委員会フォローアップ報告者の署名で十一月四日付で日本政府に送られた文書でも、①男女とも婚姻年齢を一八歳とすること、②夫婦に氏の選択を認めること、③嫡出子であるか非嫡出子であるかにかかわらず相続分を同等とすること、④女性にのみ課せられた六カ月の再婚禁止期間

を廃止すること、以上の諸点について一年以内に「追加的情報」を提供するよう勧告している。注(15)参照。

(20) CEDAW/C/JAP/CO/6 (44), p. 9.

(21) Japan Network on Education for the Advancement of Gender Equality: Movement against Educational Reactions and for Promoting Gender Equality, 7)の「報告」では、教育基本法改正による「男女共学」条項の廃止、七尾養護学校の性教育実践に対する弾圧、ジェンダー・フリーの教育実践への攻撃など、日本国内におけるバックラッシュの動向が報告されている。

(22) CRC/C/JPN/CO/3 (33), p. 6.

(23) たとえば、埼玉県の『人権感覚育成プログラム(学校教育編)』には、高校一年生を対象に「ジェンダー(社会的性別)に気づこう」と題した授業プログラムが収められている。授業プログラムは三つの活動から構成されており、「活動三」として「ロールプレイ(荒井家のある土曜日の夕食)」がある。

この授業案の「ねらい」は、「家庭における男女の役割をめぐるロールプレイを通して、ジェンダーの本質やそれに基づく諸問題への気づきや認識を促進させ、男女平等を基盤として共に協力(参加・参画)し合う社会を築こうとする意識や態度を育てる」こととある。だが、教師の人権感覚・人権意識、ジェンダーに関する知識や教育方法の力量にもよるが、このロールプレイでは、共働き家庭における性別役割分担を前提にして相互の「思いやり」が大切だという道徳主義的な「教育」に終わらないだろうか。ジェンダーが、「性別」、「性役割」、「相互の思いやり」へと矮小化されてしまいはしないだろうか。